

令和7年度

熊本市エイズ総合対策 報告書

令和8年（2026年）4月

熊本市 感染症予防課

熊本市エイズ総合対策 報告書

目次

1	エイズ及び性感染症関係統計	1
2	令和7年度熊本市エイズ対策事業報告	
(1)	令和7年度熊本市エイズ及び性感染症対策事業	8
	①正しい知識の普及啓発（青少年、MSM、一般市民、他）	
	②検査相談体制	
	③医療体制及び生活支援体制	
	④推進体制の整備	
(2)	令和5～令和9年度HIV感染および性感染症の予防対策（評価）	14
	①HIV抗体検査数の増加	
	②熊本市ホームページ（HIV検査等のページ）の閲覧数の増加	
	③新規HIV感染者・エイズ患者報告数に占めるエイズ患者の割合の減少（新規）	
(3)	令和7年 検査利用者の状況について（受検者アンケート結果）	18

（参考資料）

- 第39回日本エイズ学会学術集会・総会 市民公開講座
- 情報「エイズ動向委員会報告」（R8.3.26発表）
第166回エイズ動向委員会 委員長コメント
- 熊本市エイズ総合対策推進会議設置要綱

別冊1 令和7年度各団体の取組みについて

別冊2 令和7年度ボランティアグループについて

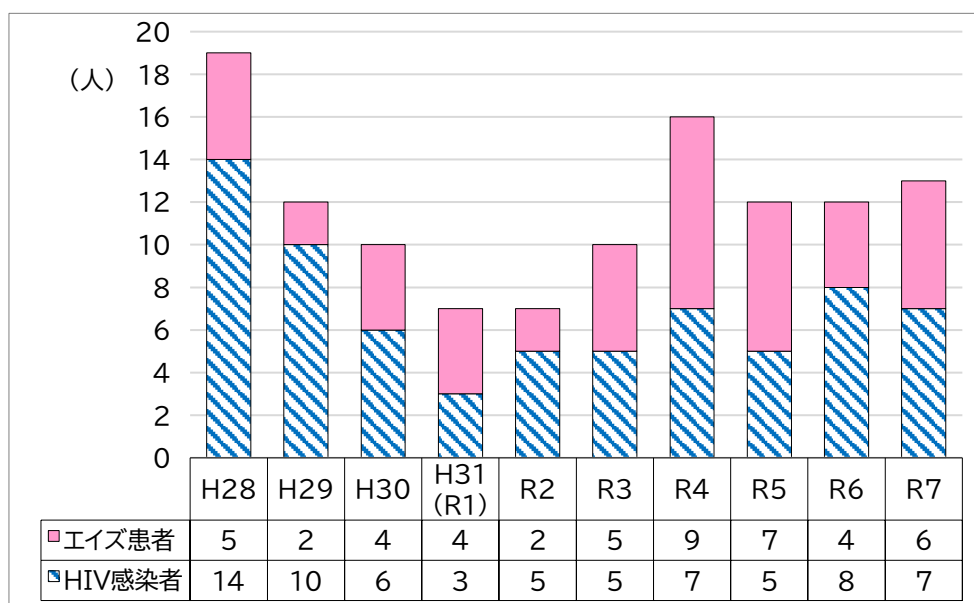
1 エイズ及び性感染症関係統計

(1) 【熊本県】新規H I V感染者及びエイズ患者報告数推移

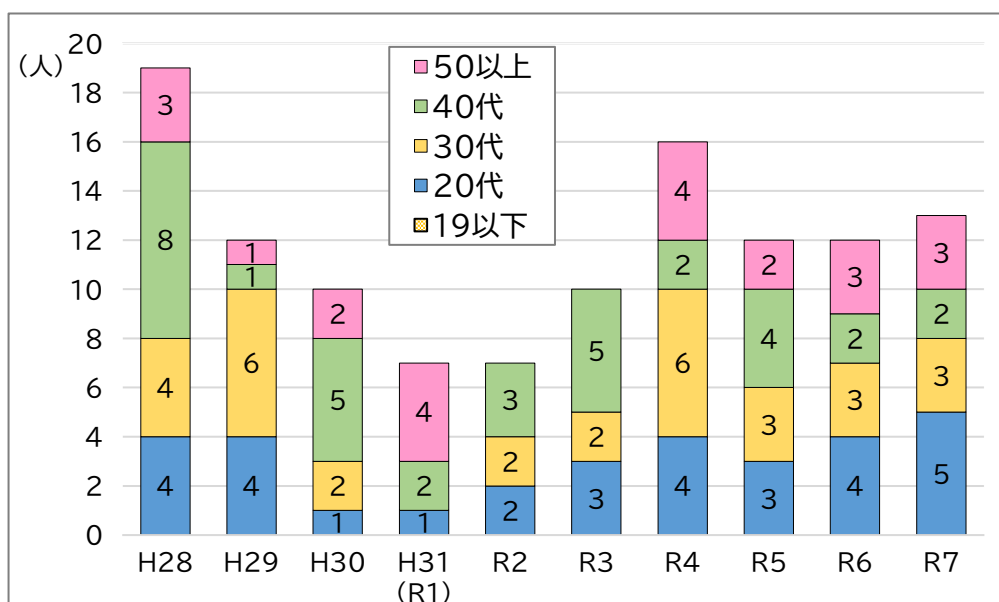
① 令和7年の熊本県の新規H I V感染者は7人、エイズ患者は6人であった。

新規H I V感染者・エイズ患者報告数に占めるエイズ患者数の割合は、46.2%（13人中6人）であり、令和6年の33.3%（12人中4人）と比較して上昇している。

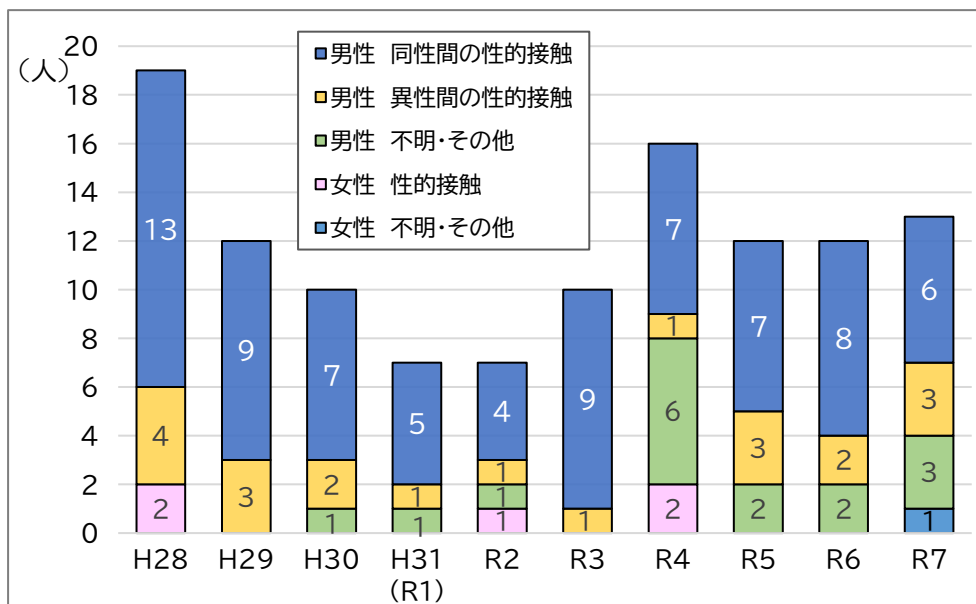
発症前に感染を発見し適切な治療に繋げることは、重症化予防および感染拡大防止の観点から極めて重要である。今後も、検査体制の充実や多様な検査機会の提供、ハイリスク層へのアプローチをさらに推進していく必要がある。



② 年齢別では、20代が最も多く5人の報告があった。次いで30代と50代以上が3人、40代が2人となっており、19歳以下の報告はなかった。

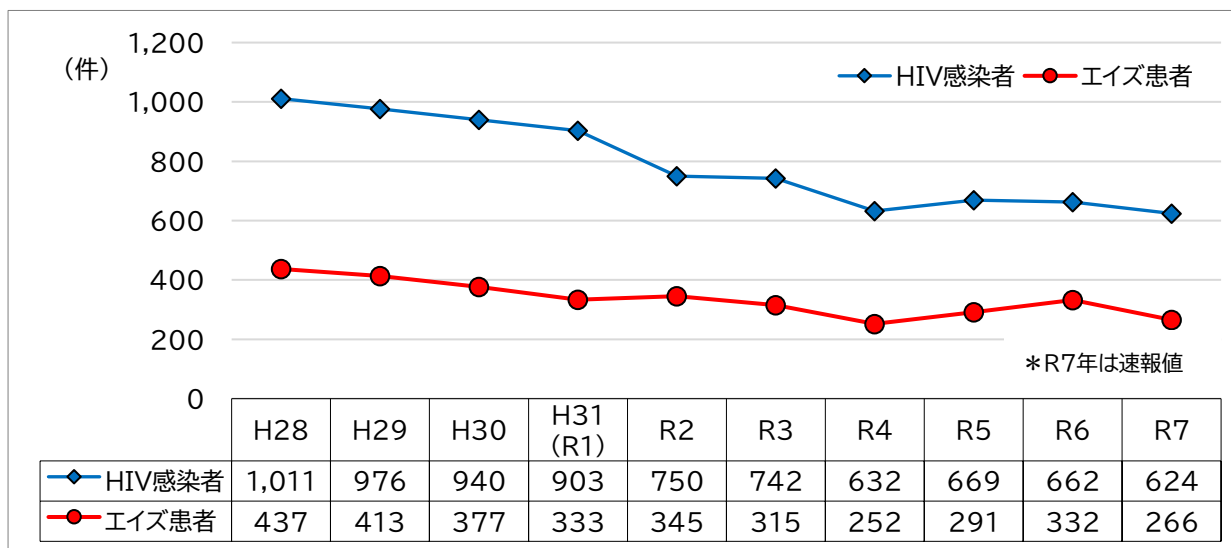


③感染経路別では、男性同性間の性的接触が最も多く6人であった。
 今後もMSM（男性と性行為を行う男性）対策の継続が必要である。



(2) 【全国】新規HIV感染者及びエイズ患者報告数推移

令和7年の新規報告数は、890件と、令和6年の994件から減少した。また、新規報告数全体に占めるエイズ患者報告数の割合は22.9%となり、前年(33.6%)と比べて低下した。

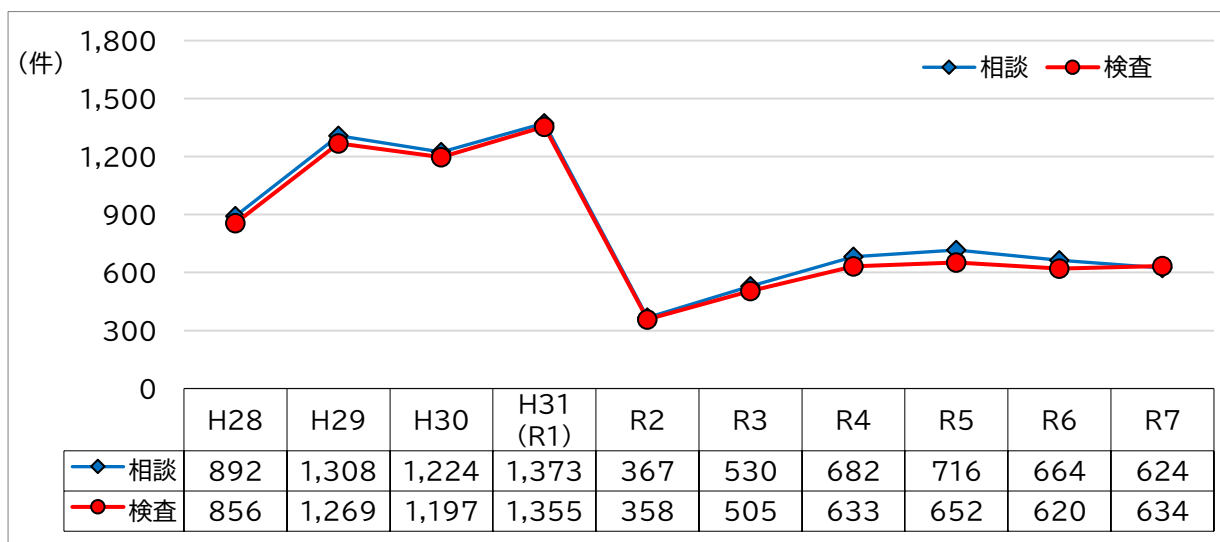


(3) 【熊本市】エイズ相談・H I V抗体検査及びH I V郵送検査件数

※検査件数には、H I V 郵送検査件数を含む。(R7 年 11 月より開始)

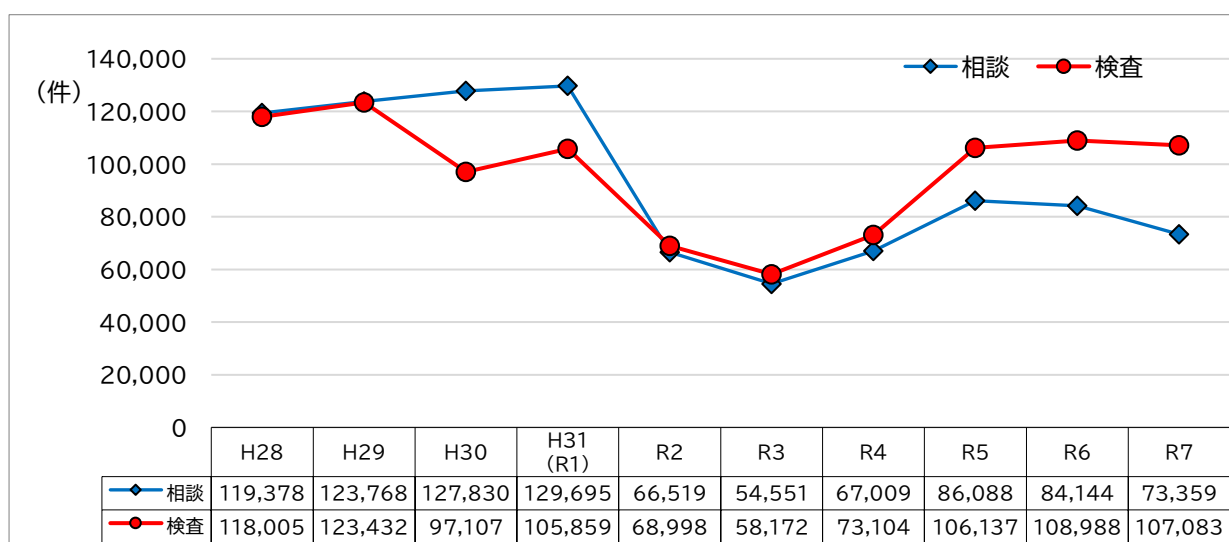
令和 7 年のエイズ相談件数は 624 件、H I V 抗体検査及びH I V 郵送検査件数は 634 件（内 H I V 抗体検査件数 591 件、H I V 郵送検査件数 43 件）であった。

引き続き、普及啓発および検査行動の促進に努める必要がある。



(4) 【全国】保健所等におけるエイズ相談・H I V抗体検査及びH I V郵送検査件数

令和 7 年のH I V 抗体検査及びH I V 郵送検査件数は、前年に比べおおむね横ばいである。引き続き早期診断につながる検査機会の確保が推進されている。

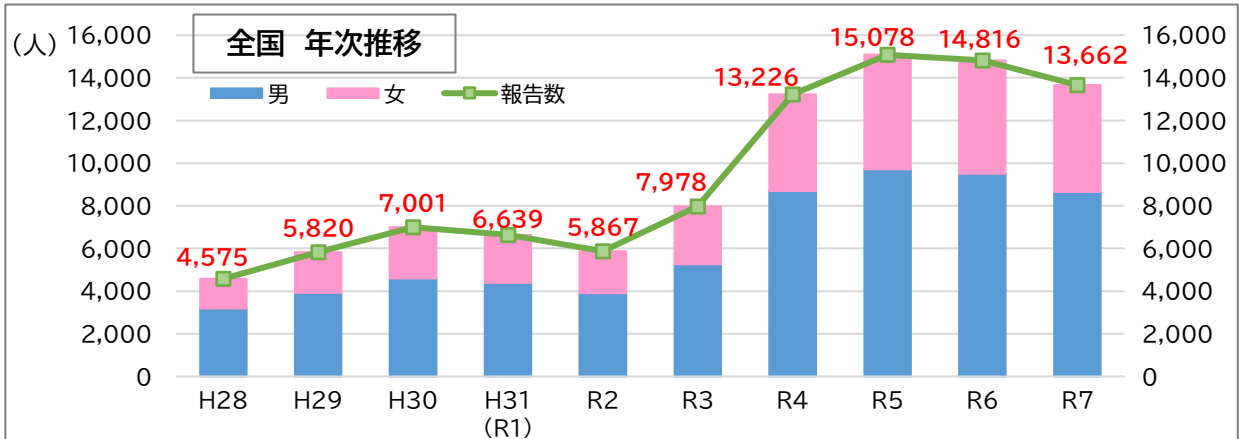


【出典】 (全国、県の統計：厚生労働省エイズ動向委員会によるエイズ発生動向年報及びエイズ動向委員会報告)

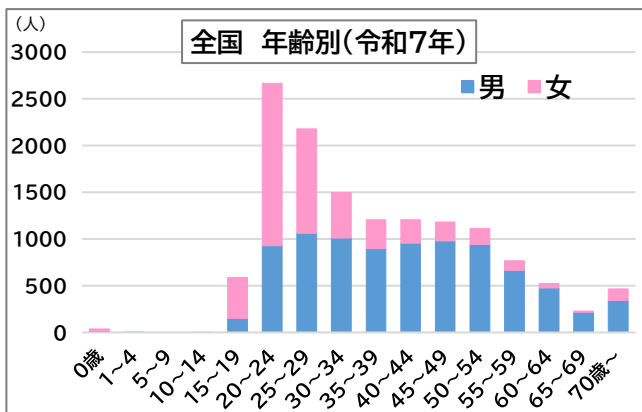
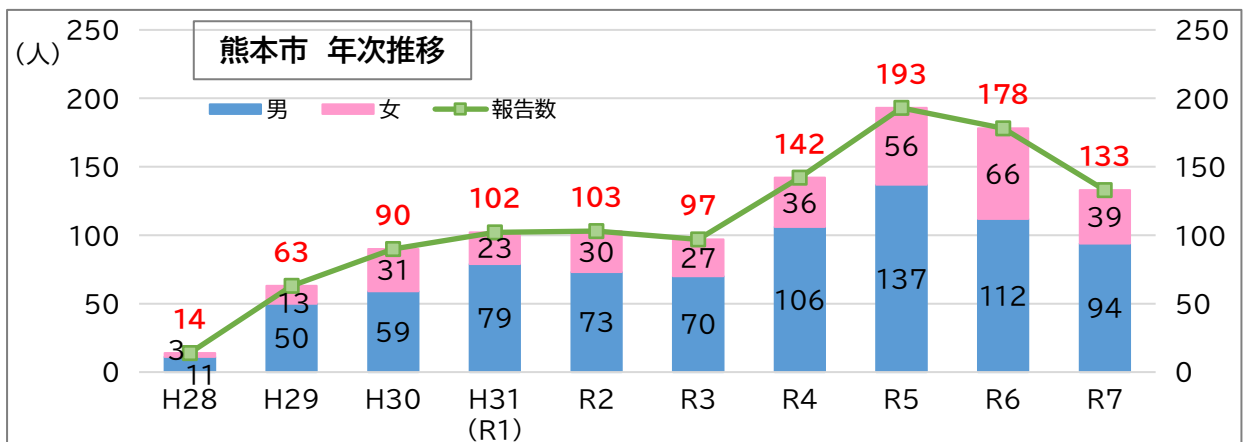
(5) 【全国・熊本市】梅毒（全数把握）の動向

※全数把握：診断したすべての医師からの7日以内の届出により把握

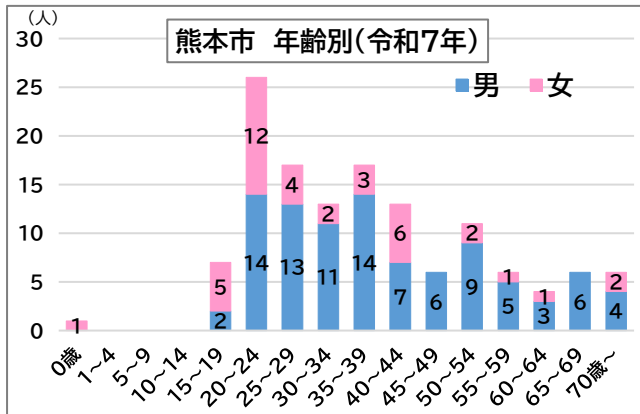
令和7年の全国の梅毒の報告数は13,662人と、令和5年より減少傾向にあるものの、依然として高い状態が続いている。



熊本市においては令和7年の報告数は133件であり、前年と比較して減少しているものの、依然として高い水準にあることから、引き続き予防啓発が必要な状況である。



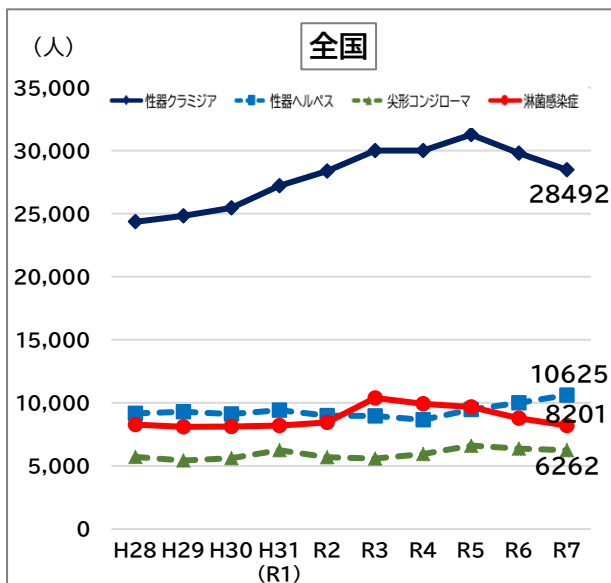
令和7年の全国における梅毒の報告数を年齢別にみると、20代から50代にかけて多く報告されており、特に20代・30代で顕著である。性別で見ると、男性では20代から50代にかけて多く、女性では特に20代で報告数が多くなっている。



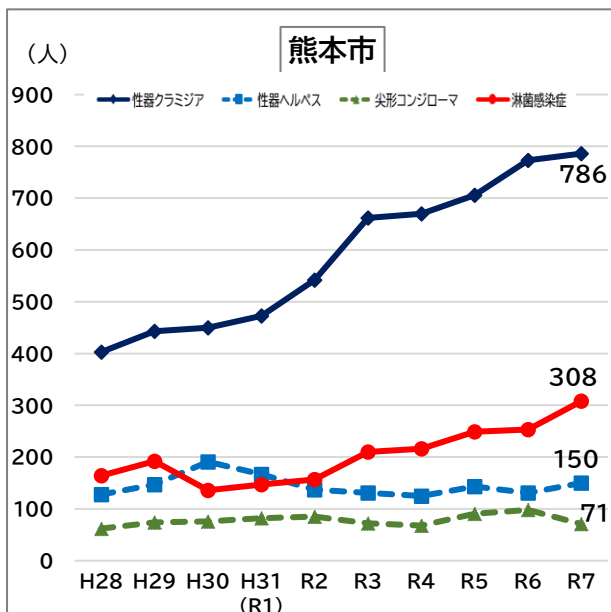
熊本市の年齢別報告数は、全国と同様に、男性では20代から50代にかけて報告が多く、女性では20代の報告数が多くなっている。また、令和7年も先天梅毒の報告が1件みられたことから、若年層を中心とした予防啓発の強化が重要である。

(6) 【全国・熊本市】性感染症(定点把握)の動向

※定点把握：STD 定点医療機関から月1回の報告により、発生状況を把握。(熊本市 STD 定点数 6)



全国の動向においては、性器クラミジア感染症は令和元年以降増加傾向を示していたが、近年は減少傾向がみられる。一方、その他の3疾患については、大きな増減はなく、ほぼ横ばいで推移している。

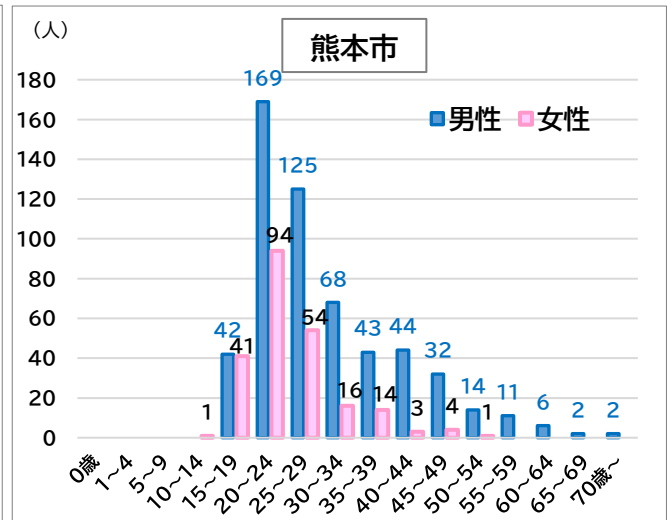
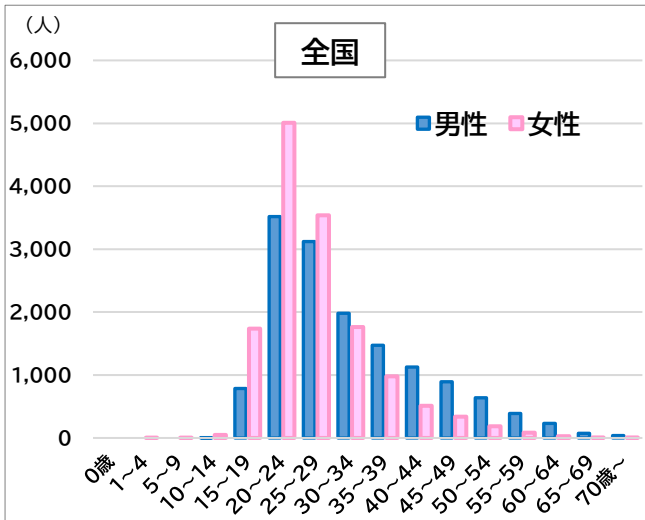


熊本市においては、性器クラミジア感染症と淋菌感染症が増加傾向を示しており、特に淋菌感染症では顕著な増加がみられる。一方、その他の2疾患については、概ね横ばいで推移している。

(7)【全国・熊本市】 性感染症（定点把握）令和7年 年齢別 報告数

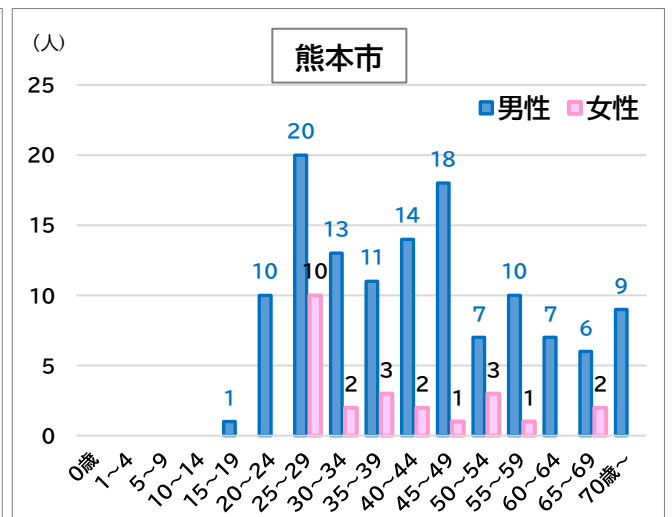
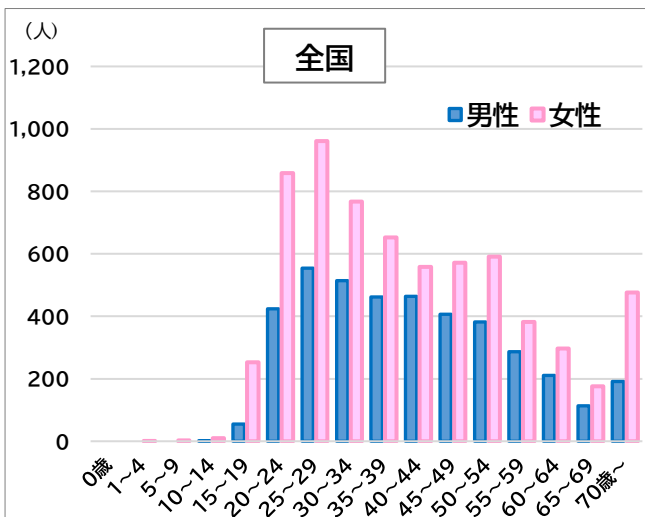
① 性器クラミジア感染症

全国における性器クラミジア感染症の報告数は、男女ともに20代で最も多く、また10代での報告も認められる。熊本市の報告数においても、男女ともに20代が最も多く、全国と同様に10代からの報告がみられることから、今後も若年層（十代の半ばごろから二十代にかけての年齢層）を対象とした感染予防啓発の継続が必要である。



② 性器ヘルペス感染症

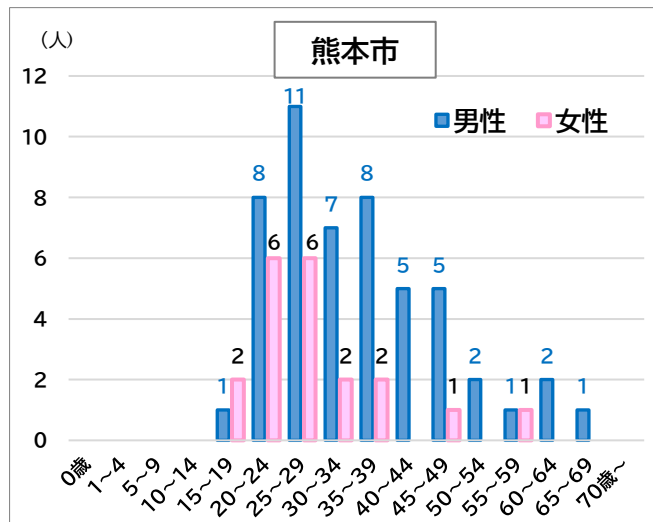
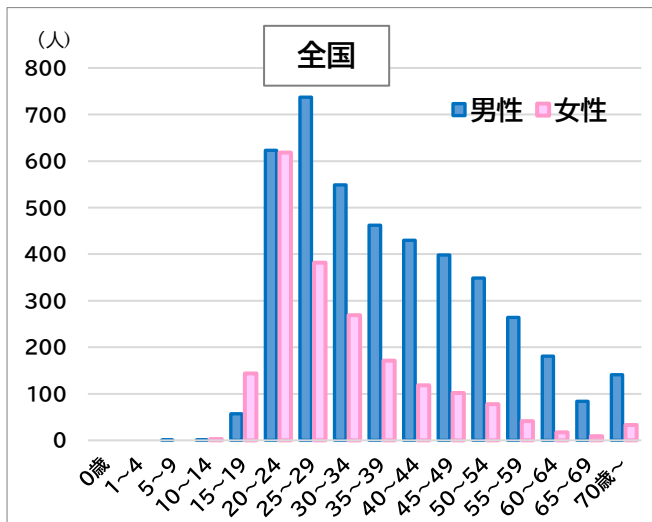
全国における性器ヘルペス感染症の報告数は、男女ともに20代から40代にかけて多く報告されている。また、全ての年代において女性の報告数が男性を上回っている。一方、熊本市においては男性の報告数が多いものの、男女ともに全国と同様、20代から50代にかけて報告がみられ、若年層から中年層での感染が確認されている。性器ヘルペス感染症は他の性感染症と比較して再発を繰り返すことが多い疾患であることから、中年層においても報告数が多い傾向がみ



られるものと考えられる。

③ 尖圭コンジローマ

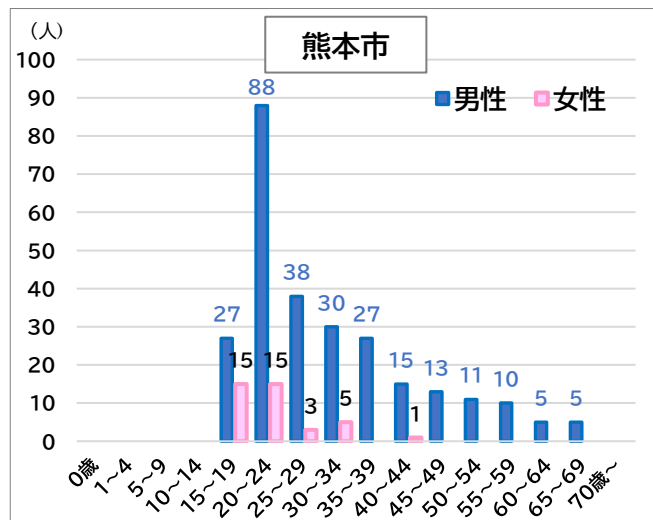
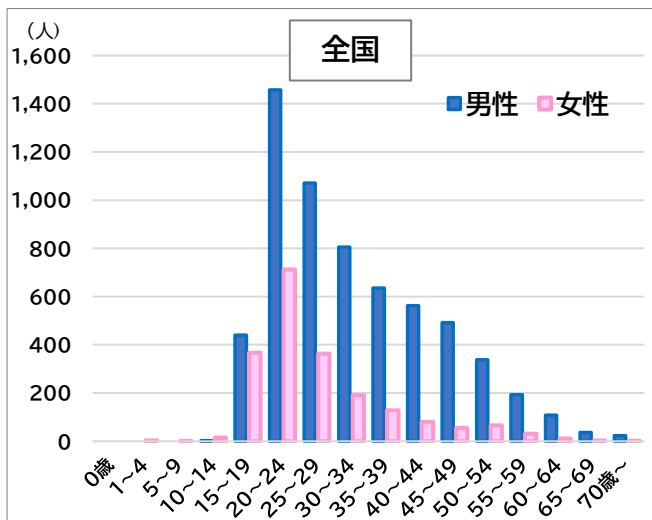
全国における尖圭コンジローマの報告数は、男女ともに 20 代から 30 代で最も多く報告されており、特に男性で顕著である。熊本市においても男性を中心に 20 代から 30 代で報告が多く、全国と同様の傾向がみられた。引き続き、若年層を中心としつつ、幅広い年齢層を対象とした感染予防啓発の継続が必要である。



④ 淋菌感染症

全国における淋菌感染症の報告数は、全体の約 75%を男性が占めており、特に 20 代男性での報告が多い。熊本市においても、報告数の約 87%を男性が占めており、全国と同様に 20 代男性の報告が多くみられる。

女性の報告数が少ない要因の一つとして、女性では自覚症状に乏しく、受診の機会が少ないことが考えられることから、若年層を中心とした幅広い啓発が重要である。



2 令和7年度 熊本市エイズ対策事業報告

(1) 令和7年度 熊本市エイズ及び性感染症対策事業

① 正しい知識の普及啓発

個別施策層への対策及び広く一般市民に向けての啓発を行った。

【若年層】(十代の半ばごろから二十代にかけての年齢層)

教育委員会や学校と連携し、エイズ・性感染症予防啓発を行った。

【教育関係】

- 高校・専門学校への講師派遣事業 2回 258人(高校2)
- 出前講座(エイズ・性感染症予防講座) 2回 418人(中学校2)

【啓発活動】

●ピアエデュケーターとの協働

熊本大学医学部保健学科看護学専攻の学生を中心とした

ピアカウンセリングサークル「くまびあ」

●高校・大学文化祭でのキャンペーン

- ・尚綱中学・高等学校文化祭

令和7年7月12日(土)

- ・慶誠高等学校文化祭

令和7年11月1日(土)

- ・熊本大学学園祭「紫熊祭」

令和7年11月2日(日)・4日(火)

●はたちの記念式典(旧 成人式)会場

令和8年1月12日(月・祝)

ポスター掲示及び啓発グッズの配布



【啓発物作成・配布】

- 啓発物配布(キャンペーン、研修会、見学時など)
- 医療機関等へパンフレット提供(購入分)

【外国人】

- 外国人受験者向け検査前説明プリント及び結果説明プリントの活用
- 外国語パンフレット配布
- 市ホームページでの情報提供（英語・中国語・韓国語に変換可）
- タブレット等を使用し、翻訳アプリを利用した対話

【MSM（男性間で性行為を行う者をいう。以下同じ）】

セクシュアリティに配慮しながら啓発活動や検査相談事業を行っている。

【熊本のゲイ支援サークル「Safety Blanket」との協働】

サークル代表者との情報交換やゲイコミュニティへの啓発等を行った。

- H I V検査普及啓発：Safety Blanket よりSNSにて特例検査等の周知
- 検査普及週間及び世界エイズデーに合わせて特例検査案内チラシの配布を依頼
- 啓発物配布：啓発グッズをイベントで配布

【検査・相談】

- 相談室にMSM向けパンフレット及びステッカー添付コンドームの陳列（持ち帰り自由）
- 20代～50代の男性を対象に、市公式LINEにてH I V・エイズに関する基礎知識や保健所でのH I V検査についての情報を配信

【その他】

- HIV検査相談の案内ページに、関連情報とともに、ゲイ・バイセクシャル男性向け情報を掲載
- 市内のゲイバー4ヶ所に、特例H I V検査案内チラシを送付

【性風俗産業従事者利用者】

一般市民へのアプローチを行う中で情報収集や啓発を行っている。

- 検査相談利用時に個別に情報提供

【医療目的以外で薬物を使用することがある者】

一般市民へのアプローチを行う中で、情報収集や啓発を行っている。

- 情報収集

【一般市民】

主に働く世代の若者をターゲットとして、関係各課や各種団体と協力しながら、啓発物の配布・掲示や広報を行った。

【マスコミ・広告】

- ラジオ広報：4回
- 市政だより：2回（6月号及び12月号）
- 市公式X、LINEにてHIV・エイズに関する基礎知識や保健所でのHIV検査についての情報を配信
- 各区役所及び総合出張所窓口番号案内 モニター広告にて啓発動画放映
- 感染症予防課公式 InstagramにてHIV検査情報について投稿

【啓発物作製・配布・掲示】

- HIV検査案内チラシ・カードの作成・配布 随時
- 保健所にて啓発パンフレット・グッズ等配布 随時
- 「HIV検査普及週間」及び「世界エイズデー」に合わせてウエルパルクまもと1階ロビーに啓発パンフレット・グッズ等を配置
- 世界エイズデー啓発ポスターによる啓発
配布先：市内中学校 51・高校 32・大学 9・専門学校 30・
その他（自動車学校、図書館、スポーツ関連施設、等）
- HIV検査広報ステッカー掲示
本庁舎トイレ、ウエルパルクまもとトイレ、市電車内への掲示
- ウエルパルクまもと1階窓側にHIV・エイズの基礎知識やHIV検査普及週間、世界エイズデー、特例検査等について啓発用垂れ幕を設置



【イベント】

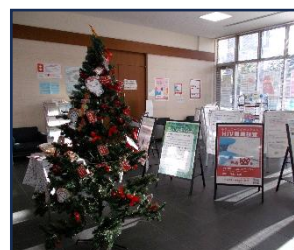
- 第96回メーデー熊本中央祭典での啓発
令和7年4月26日（火・祝）



●エイズ啓発パネル展

ウエルパルクまもと 1階玄関ホールにて

- ・ 6月 HIV検査普及週間前後に展示
- ・ 12月 世界エイズデー前後に展示
- ・ 令和6年度世界エイズデーポスターコンクール入賞
ポスター展



●「HIV検査普及週間」及び「世界エイズデー」に合わせて熊本城天守閣のカラー（赤色）ライトアップ

R7年6月1日（日） 及び 12月1日（月）
日没～22:00



【ホームページ】

●熊本市ホームページを利用した情報発信、内容の改善・随時更新



「熊本市 HIV（エイズ）検査・相談」

URL <https://www.city.kumamoto.jp/kiji0033355/index.html>



「HIV(エイズ)検査のWEB予約について」

URL <https://www.city.kumamoto.jp/kiji0035427/index.html>



「エイズってどんな病気？」

URL <https://www.city.kumamoto.jp/kiji0034698/index.html>



「エイズ・性感染症 に関する出前講座、講師派遣を実施しています」

URL <https://www.city.kumamoto.jp/kiji00361658/index.html>

●アクセス数（件）

「熊本市HIV（エイズ）検査相談」 R7年 10,855（月あたり約905件）

「HIV(エイズ)検査のWEB予約について」 R7年 3,275（月あたり約35件）

②検査相談体制

【検査相談体制】

●エイズ相談・検査

即日検査（予約制） 火～木曜日 9：00～11：00

※R4年2月からWEBでの検査予約受付開始

※検査項目：HIV、梅毒（希望者のみ）

●特例検査・臨時検査 日曜に即日検査を臨時で行った（2回）。

①令和7年6月1日（日）受付13：30～14：30 受検者19人

②令和7年12月7日（日）受付13：00～15：00 受検者20人

※6月は予約制（定員20人）で実施。

検査項目：HIV、梅毒（希望者のみ）、クラミジアPCR（希望者のみ）

※12月は第39回日本エイズ学会に合わせて、熊本城ホールで実施。

先着50名、検査項目はHIV及び梅毒。

●HIV及び性感染症郵送検査

第1期 申込期間 令和7年11月25日（火）～令和7年12月8日（月）

申込件数 43件

第2期 申込期間 令和8年1月5日（月）～令和8年2月13日（金）

申込件数 33件

●在留外国人専用 HIV 検査枠の設置

厚生労働省「在留外国人に対する HIV 検査や医療提供の体制構築に資する研究」
班との協働事業

実施期間 令和7年8月～令和8年2月、第2・第4木曜日（月2回）

【令和7年1月～12月実績（件）】

相談数 624 検査数 591

梅毒検査 565（再掲）、クラミジアPCR 18（再掲）

【研修会参加等】

令和7年度HIV／エイズ基礎研修会 令和7年6月27日 1名

令和7年度HIV検査相談研修会 令和7年8月21日、22日 1名

青少年エイズ対策事業研修会 令和7年9月11日 2名

九州ブロックエイズ拠点病院研修会 令和7年10月3日 3名

九州ブロックエイズ診療ネットワーク会議 令和7年10月23日 2名

③医療体制及び生活支援体制

【医療体制】 検査陽性時に拠点病院の受診に同伴（希望時）

熊本市版「たんぼぼ」配布

拠点病院・医療担当者との情報交換

【生活支援体制】 必要時、介護士等にHIVに対する正しい知識を提供

【福祉制度】 身体障害者手帳及び自立支援医療（更生医療）による医療費

助成・福祉サービス

※申請窓口：各区役所 福祉課、総合出張所

④推進体制の整備

【熊本市エイズ総合対策推進会議】

・令和7年9月開催

・報告書作成、エイズ対策の目標値（指標）に関する施策及び実績の報告、評価

【NGOとのパートナーシップ推進】

ボランティア団体との協働、情報提供

(2) 令和5年度～令和9年度H I V感染および性感染症の予防対策（評価）

指標及び目標値

- 1 H I V抗体検査数の増加
令和4年：633件（基準値） ⇒ 令和9年：1,500件（目標値）
- 2 熊本市ホームページ（H I V検査等のページ）の閲覧数の増加
令和4年：17,917件（基準値） ⇒ 令和9年：21,500件（目標値）
- 3 新規H I V感染者・エイズ患者報告数に占めるエイズ患者の割合の減少
令和4年：56.3%（基準値） ⇒ 令和9年：28.5%（目標値）

① H I V抗体検査数の増加

【施策（実施内容）】

●相談検査体制

- ・予約制の休日検査（特例検査）を実施
- ・プライバシーに配慮した体制整備
- ・H I V及び性感染症郵送検査の開始

●検査に関する広報の充実

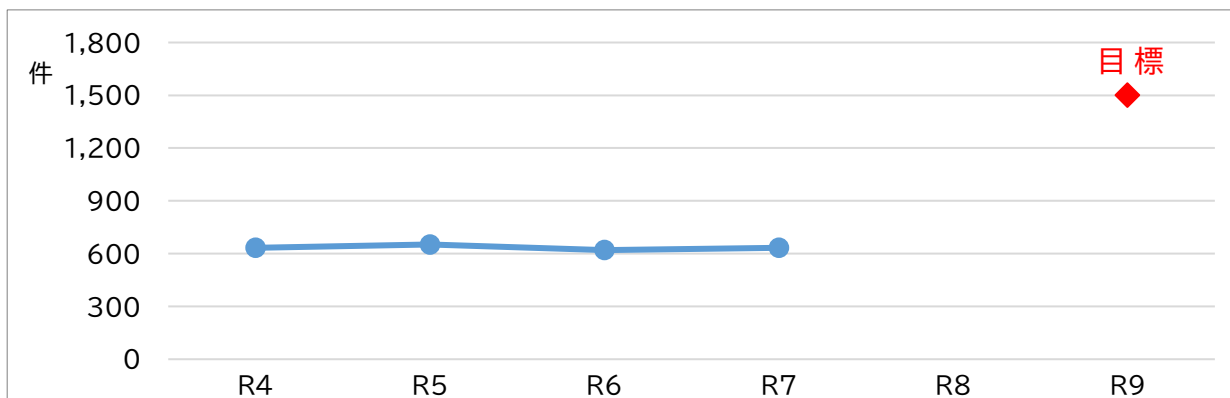
- ・ホームページ、ステッカー、検査啓発カード等の作成・配布
- ・Safety Blanketによる広報（SNS等）、ゲイコミュニティへのH I V検査案内チラシ配布

【実績】

令和7年の検査数および相談数ともに大きな増減はみられず、横ばいで推移している。

年	R4 【基準】	R5	R6	R7	R8	R9 【目標】
H I V抗体検査数（件）※	633	652	620	634	-	1,500
（再掲）即日検査（件） （検査数に占める即日検査の割合）	633 (100%)	652 (100%)	620 (100%)	591 (100%)	-	-
（再掲）H I V郵送検査 （件）	0	0	0	43		
エイズ相談数（件）	682	716	664	624	-	-

※H I V抗体検査数には、H I V郵送検査件数を含む。（R7年11月より開始）



【方向性】

感染リスクが高いと考えられる層（MSM、青少年、性風俗従事者等）へのアプローチと検査行動の促進を一層強化していく。また、検査機会の拡充に向けて、郵送検査の周知をさらに進めるとともに、医療機関での委託検査の導入について検討していく。

② 熊本市ホームページ（H I V検査等のページ）の閲覧数の増加

【施策（実施内容）】

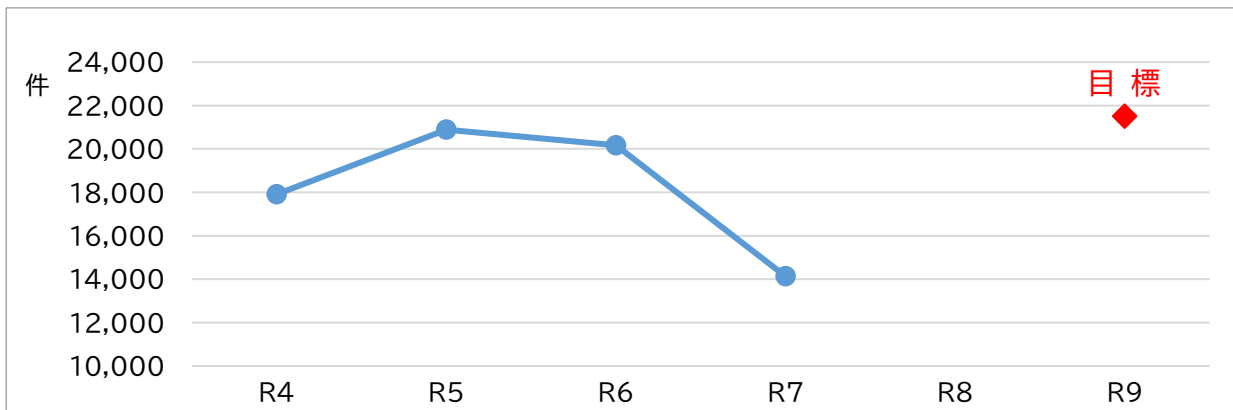
●正しい知識の普及啓発

- ・ SNS、YouTube、ラジオ、市政だより等での広報
- ・ 啓発物の配布や掲示（ポスター、チラシ、パンフレット、グッズなど）
- ・ 高校・大学文化祭での啓発活動

【実績】

令和7年のホームページ閲覧数は、令和6年と比較して大きく減少している。

年	R4 【基準】	R5	R6	R7	R8	R9 【目標】
ホームページ閲覧数（件）	17,917	20,887	20,166	14,130	-	21,500
(再掲)熊本市H I V（エイズ） 検査相談（件）	12,949	14,203	15,158	10,855	-	
(再掲)WEB 予約受付について（件）	4,823	6,684	5,008	3,275	-	



【方向性】

広く市民に対し、正しい知識と意識の向上を図るとともに、感染リスクが高いと考えられる層については、より効果的な検査体制の周知を行う。

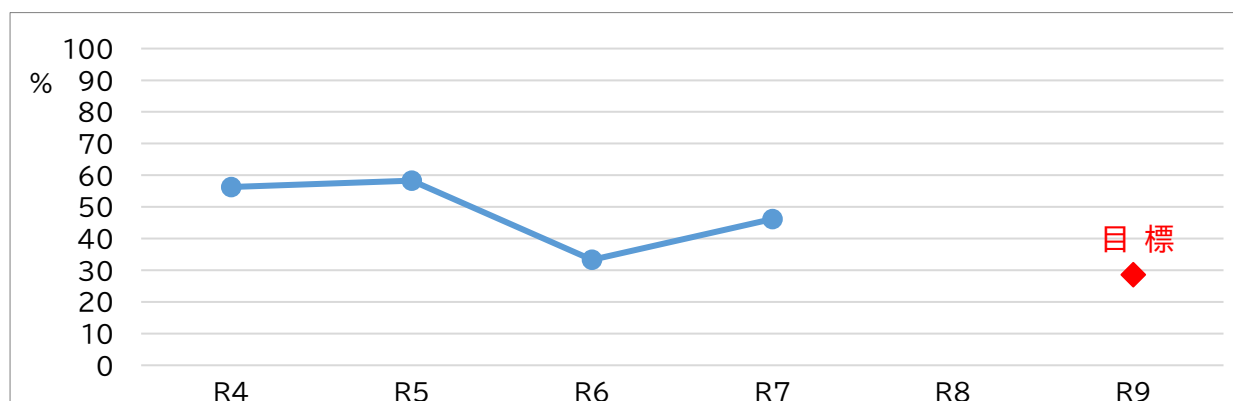
③ 熊本県の新規H I V感染者・エイズ患者報告数に占めるエイズ患者の割合の減少

【施策（実施内容）】

- 正しい知識の普及啓発
 - ・早期発見・早期治療が大切であることを広く周知する
- 検査体制についての啓発
 - ・H I V検査の更なる浸透・普及を図る

【実績】

年	R4 【基準】	R5	R6	R7	R8	R9 【目標】
熊本県 (%)	56.3	58.3	33.3	46.2		28.5
全 国 (%)	28.5	30.3	33.6	22.9		



【方向性】

熊本県は全国と比較して、エイズを発症した状態で感染が判明する（いきなりエイズ）割合が高い傾向にある。

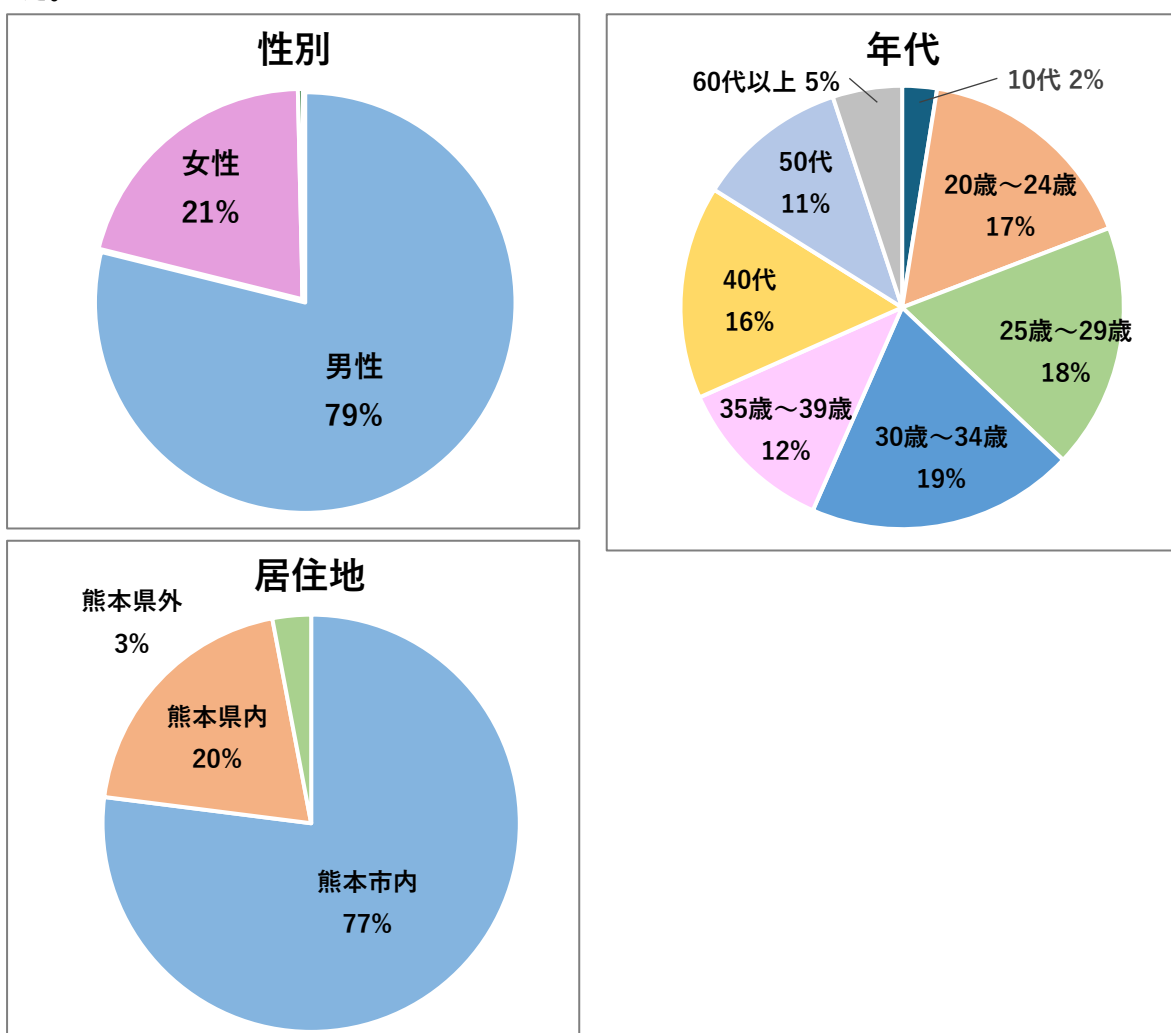
令和6年には33.3%まで低下したものの、令和7年には46.2%と再び上昇した。引き続き、HIV感染症の早期診断に向けて、多様な検査機会の確保と普及啓発を進めていく必要がある。

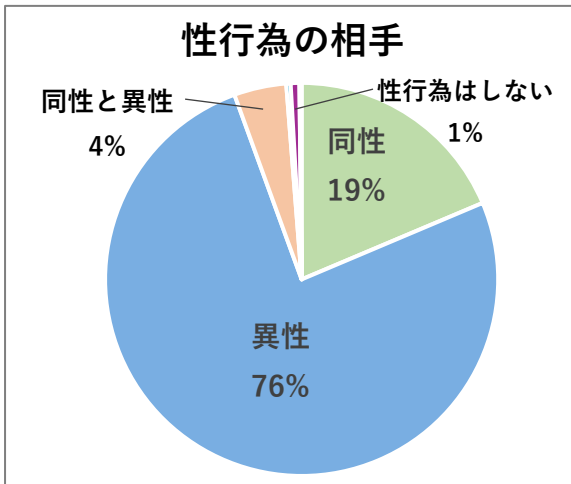
(3) 令和7年 検査利用者の状況について（受検者アンケート結果）

令和7年1月から12月に即日検査を利用した方へ、結果通知後に任意でアンケート調査を行った。アンケートの回収はアンケートボックスにて行い、個人が特定されないことを周知した上で回答してもらった。

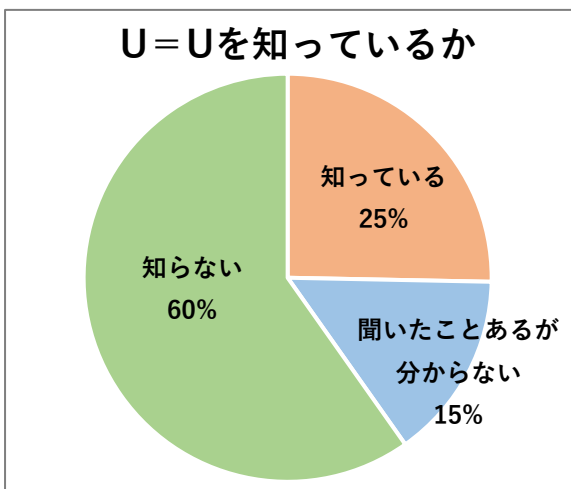
【アンケート結果】 アンケート回答数 558件

- ① 利用者の属性：性別では男性が全体の79%を占めていた。年代別では20代が最も多く35%、次いで30代が31%であった。また、居住地別では市内居住者が全体の77%を占めていた。



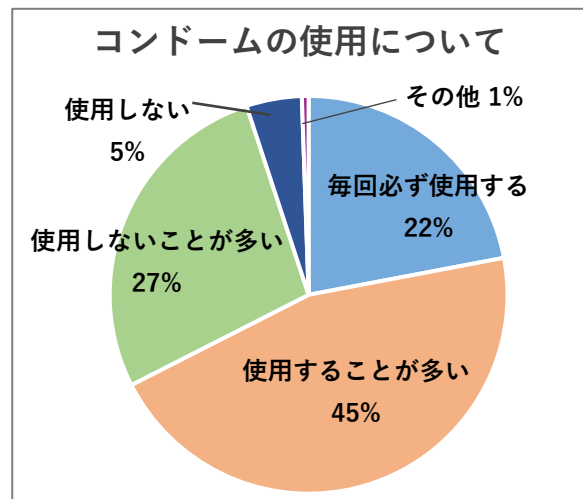
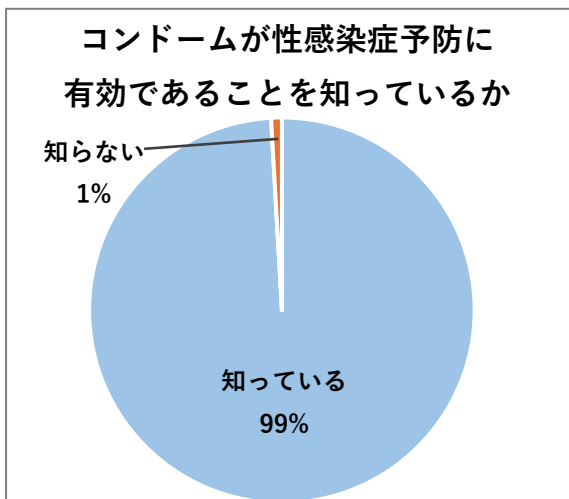


② 性行為の相手：「異性」との回答が最も多く全体の76%を占めていた。「同性」との回答は19%、「同性と異性」は4%と一定数みられ、同性間の性的接触がある方が検査につながっている状況が確認された。



③ U=U の認知について：「知っている」との回答が25%を占め、一定の認知の広がりが見られた。一方で、「知らない」との回答が60%と依然として多く、今後も継続した普及啓発が必要である。

④ コンドームについて：コンドームが性感染症予防に有効であることについては、全体の99%が「知っている」と回答しており、知識として広く認識されている。一方で、コンドームの使用状況を見ると、「使用しないことが多い」および「使用しない」との回答が32%を占めており、知識が行動に十分反映されていない状況となっている。



【今後について】

- ・感染リスクが高いと考えられる層（MSM、青少年、性風俗従事者等）へのアプローチを強化し HIV 感染症早期発見のために検査行動の促進に繋げる。
- ・U=U や PrEP 等、HIV に関する正しい知識の普及啓発を続け、差別・偏見の解消に取り組む。
- ・検査体制の整備については、保健所での無料検査及び郵送検査を継続するとともに、医療機関への検査業務委託を検討し、市民の利便性に配慮した検査体制作りを進めていく。
- ・若い世代への啓発や教育に関して、X や Instagram 等の SNS、および YouTube を活用していく。

(参考資料)

●第39回日本エイズ学会学術集会・総会 市民公開講座

2025年(令和7年)12月5日(金)から7日(日)にかけて、第39回日本エイズ学会学術集会・総会が熊本城ホールにて開催されました。

学会最終日の12月7日(日)には市民公開講座が開催され、熊本市エイズ総合対策推進会議の会長を務めていただいている松下修三特任教授が登壇され、「エイズの現在地～報道されない本当の姿～」をテーマにご講話されました。

当該市民公開講座は一般市民の方も参加可能な講座として実施され、当日も多くの一般市民の参加が見られました。



第166回エイズ動向委員会 委員長コメント
《令和7年 HIV感染者・エイズ患者の年間新規報告数（速報値）》

【概要】

1. 今回の報告期間は、令和7年1月1日～12月31日の1年間
2. 新規HIV感染者報告数は、624件（過去20年間で、1番目に少ない報告数）
3. 新規エイズ患者報告数は、266件（過去20年間で、2番目に少ない報告数）
4. HIV感染者とエイズ患者を合わせた新規報告数は890件
（過去20年間で、2番目に少ない報告数）

【感染経路・年齢等の動向】

1. **新規HIV感染者：**
 - 同性間性的接触によるものが404件（全新規HIV感染者報告数の約65%）
 - 異性間性的接触によるものが91件（全新規HIV感染者報告数の約15%）
 - 静注薬物によるものは0件
 - 母子感染によるものは1件
 - 年齢別では、20～30歳代が多い。
2. **新規エイズ患者：**
 - 同性間性的接触によるものが139件（全新規エイズ患者報告数の約52%）
 - 異性間性的接触によるものが52件（全新規エイズ患者報告数の約20%）
 - 静注薬物によるものは0件
 - 母子感染によるものは0件
 - 年齢別では、30～50歳代が多い。

【検査・相談件数の概況】

1. 保健所等におけるHIV抗体検査及びHIV郵送検査件数は107,083件
（過去20年間で、5番目に少ない件数）
2. 保健所等における相談件数は73,359件
（過去20年間で、4番目に少ない件数）

【まとめ】

1. 令和7年の新規HIV感染者報告数は、令和6年と比べわずかに減少（-約6%）した。令和7年の新規エイズ患者報告数は、令和6年と比べ減少（-約20%）した。新規報告数全体に占めるエイズ患者報告数の割合は、依然として約3割で推移している。保健所等での検査件数の伸びが鈍化していることも留意しつつ、今後の状況を注視していく必要がある。
2. 新規HIV感染者の感染経路は、性的接触によるものが約79%（うち約82%が同性間）、新規エイズ患者では約72%（うち約73%が同性間）となっている。また、新規HIV感染者・新規エイズ患者ともに、男性が全体の9割を超えている。
3. 保健所等におけるHIV抗体検査及びHIV郵送検査件数は、前年に比べおおむね横ばい（-約2%）である。今回の報告からHIV郵送検査件数を追加しており、検査件数の解釈に

については、今後の推移を注視しながら詳細な検討が必要である。保健所及び自治体におかれては、引き続き早期診断につながる検査機会の確保に努めていただきたい。

4. 献血時のH I V抗体・核酸増幅検査における 10 万件当たりの陽性件数は令和 6 年と比べて減少した。しかし、依然として陽性件数があることを踏まえると、H I V感染リスクがある方は、保健所等での無料・匿名検査や医療機関による検査を受けていただきたい。
5. H I V感染症は予防可能な感染症であり、適切な予防策をとることが重要である。また、エイズ発症予防のためには、早期診断と早期治療が重要である。感染予防と早期診断は、社会における感染の拡大防止にもつながることから、首都圏を始め都市部、また都市部以外の地域においても、梅毒などの性感染症を含め、保健所等での無料・匿名の検査・相談や医療機関による検査を積極的にご利用いただきたい。

熊本市エイズ総合対策推進会議設置要綱

制定	平成 8年 6月 17日	市長決裁
改正	平成 10年 4月 1日	健康福祉局長決裁
	平成 11年 4月 1日	健康福祉局長決裁
	平成 14年 4月 1日	健康福祉局長決裁
	平成 18年 4月 1日	健康福祉局長決裁
	平成 21年 6月 30日	感染症対策課長決裁
	平成 22年 10月 1日	感染症対策課長決裁
	平成 24年 4月 1日	感染症対策課長決裁
	平成 28年 4月 1日	感染症対策課長決裁
	令和 2年 7月 9日	感染症対策課長決裁
	令和 6年 4月 1日	感染症予防課長決裁

(設置)

第1条 エイズについての正しい知識の普及啓発の在り方を総合的に検討し、エイズに対する偏見や差別のない「健康と生命(いのち)」を大切にするまちづくりに寄与することを目的として熊本市エイズ総合対策推進会議(以下「会議」という。)を設置する。

(会議において意見聴取等をする事項)

第2条 会議は、次の事項について意見を聴き、又は意見交換を行うものとする。

- (1) エイズの正しい知識に関する広報・啓発に関すること。
- (2) エイズ相談及び検査に関すること。
- (3) 関係機関との連絡、調整及び協力に関すること。
- (4) その他この要綱の目的の達成に必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 会議の委員は、20名以内とし、次に掲げる者のうちから選定する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健・医療関係者
- (3) 教育、青少年団体関係者
- (4) 人権擁護関係者
- (5) 企業・事業所関係者
- (6) 労働団体関係者
- (7) 報道関係者
- (8) ボランティア団体関係者
- (9) その他必要と認める者

(会長及び副会長)

第4条 会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会議を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときはその職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は2年以内とし、再選を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、熊本市健康福祉局保健衛生部感染症予防課に置く。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成8年6月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から改正施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から改正施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から改正施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から改正施行する。

附 則

この要綱は、平成21年6月30日から改正施行する。

附 則

この要綱は、平成22年10月1日から改正施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から改正施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から改正施行する。

附 則

この要綱は、令和2年8月1日から改正施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から改正施行する。